

第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する推進指針(原案)に対する市民の意見

市民からの意見

[内容]

- 1 人権についての基本的文書である以上、1-1-1にきちんと「日本国憲法（前文、11～40条、44条、97条等）に基づき…」と明記すべきである。第2章では憲法についての記述が登場するが、第1章に位置付けるべきである。
- 2 第4章で「まずは家庭から」というような組み立てになっているのはよくない。行政が策定する計画であるのに、「まずは市民のみなさんの努力をよびかける」というのは、本末転倒ではないか。
- 3 4-4-4のなかでは雇用・就労にかかわる差別の解消を掲げるべきである。「同一労働同一賃金」原則の確立徹底なくして性差別ほか、各種の差別・格差の解消はありえない。
- 4 5-5-1において、市職員にその役割を発揮していただくためにも、市職員にかかわる差別の解消、非正規職員の正規化などをかかげるべきである。
- 5 なお、今までにも言っているが、「パブリックコメント」などとカタカナ言葉を使うことに異議がある。素直に「市民の意見」と言えばいいことだ。
また、大部な資料を読まねば出しようがないのに、「市民の意見も聞きました」とばかりのやり方も納得できない。せっかく出しても「広報」の片隅に通り一遍の「回答？」的なコメントがでるだけだ。本気で市民の意見を求めるのであれば、「集会所トーク」のようなやり方も含め、原案作成にあたった職員さんが説明に回る位の努力をしてほしいと思う。

市の考え方（回答）

1（原案修正）わが国の人権が、日本国憲法に基づくことにつきましては、第1章に盛り込みます。… 原案2ページ

（修正前）

世界は21世紀において二度にわたる大戦を経験し、その反省の上に立って昭和23（1948）年には「世界人権宣言」が国際連合において採択されました。

しかしその後も世界では民族紛争や難民問題などが続き、人権の保障を確保すべき課題の発生は後を絶ちません。

21世紀は「人権の世紀」と言われています。グローバル化し多様化する人権課題の解決に向けて、より一層の努力を重ねることが期待されています。

（修正後）

世界は20世紀において二度にわたる大戦を経験し、その反省の上に立って昭和23（1948）年には国際連合において「世界人権宣言」が採択されたのをはじめ、数多くの人権関係の条約や規約が採択されました。

わが国においても、戦後、人権関係の多くの国際条約の批准や宣言の決議に加わるとともに、基本的人権の尊重を基本原理とする「日本国憲法」に基づき、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。

全ての人の人権が尊重される平和な世紀にしたいという願いを込め、21世紀は「人権の世紀」と言われています。しかし、世界では、今も、民族紛争や難民問題などが続き、人権の保障を確保すべき課題の発生は後を絶ちません。

また、グローバル化し多様化する人権課題の解決に向けて、人権の尊重があらゆる行動の基準となるよう、より一層の努力を重ねることが期待されています。

2、3（原案のとおり）… 原案29ページ

・第4章 市民一人ひとりが人権尊重の理念について理解を深め、日常生活において人権尊重の意識がその態度や行動に現れ、人権を、わがことであるという感覚として身につけることが重要であると考えますので、より身近な小さい単位から記述しています。また、4-4 雇用・就労にかかわる差別の問題は、就業条件や就業環境を整備するとして包括的に記述しています。

4（原案のとおり）… 原案32ページ

・第5章 5-1 市職員の差別の解消については、セクハラ・パワハラなど職場環境の改善という項目で記述しております。なお、非正規職員については、必要な職務に応じて採用しているところです。

5 パブリックコメントについて「パブリックコメント」という言い方につきましては、広報、ホームページ等で、「市民の皆様にご意見を募集します」という言い方も併記し、ご理解いただけるようにしております。また、意見募集の方法につきましては、計画によっては、概要版を作成したり、閲覧場所を増やしたり、閲覧だけでなく原案をお持ち帰りいただけるように工夫をしているところです。

第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する推進指針(原案)に対する市民の意見

市民からの意見

[内容]

3-5

- 1 今時、同和地区の人と結婚がどうのこうのと聞く方がおかしいではありませんか。何を時代錯誤しているのでしょうか。
- 2 人権問題はヘイトスピーチがネットでも拡散されている弊害があるように、違った考え、違った文化、違った宗教が「みんな違ってみんないい」と認められる社会になっていないことが問題なのではないか。
- 3 人権の問題が「同和」になっていくことでない、中国人、韓国人を差別する「嫌いや、何をするかわからん国や」の気分を払拭する文化的交流のとりくみを市が応援するなどしてほしい。こんなアンケート、いつまでしてるのと思います。

市の考え方(回答)

- 1 同和問題については、特別措置法に基づく特別対策や市の生活改善施策によって、様々な面での格差が改善されるとともに、差別意識の解消に向けて教育及び啓発が推進されてきましたが、今なお、戸籍等の不正取得による身元調査や結婚差別などの差別問題があるため引き続き人権課題として取り組む必要があることから、アンケートを実施しているところです。
- 2 現在の社会では、多様性を尊重することが充分でないと考えられますので、原案10ページ「人権の基本理念」の項目において、「お互いの個性や価値観、生き方等の違いを認め合い多様性を尊重することが重要です。」としておりますので、この考えに基づき人権施策を推進してまいります。
- 3 原案23ページ「外国人の人権」の方向性の項目において、国籍を超えた相互の理解とコミュニケーションの向上を支援するとしておりますので、この考えに基づき施策を推進してまいります。
また、人権総合推進指針の見直しの時期に合わせて、参考資料として、アンケート調査を実施します。

第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する推進指針(原案)に対する市民の意見

市民からの意見

[内容]

・日本国憲法の肝は「個人の尊厳」にある。国家が個人の尊厳を冒してきたという痛苦の歴史を繰り返してはいけないということで基本的人権の尊重が謳われている。権力が、人権を侵害してきたということの反省があつてのことで、市民同士が侵害してきたということではない。今回の人権指針は、その点をはっきりとさせていないのではないか。なにか市民相互の問題のようにとらえられてはいないか。まず、行政が市民の人権を守るんだ、という視点が必要であると思われる。

- 1 その意味では、憲法がしっかりと中心に据えられた人権指針でなくてはならないと思う。憲法の記載が欠けているのではないか。
- 2 アンケートでは、受けた人権侵害で「公的機関や企業、団体による不当な扱い」と答えた人が多い。公的機関＝市役所が人権侵害していると告発しているとも受け止められる。市役所かどうかをはっきりとさせるためにもアンケートも市役所という項目を設けて答えを求めることを次回はしてほしい。
- 3 保険料の滞納で訪れた窓口で「芦屋から出ていけ」と言われたという方から相談を受けたことがある。そうした経験を持つ方は市役所で人権侵害を受けたと答えておられるのではないか。その検証を行い、市民＝主権者であるという教育が必職員に必要ではないか。公僕たる市職員の仕事とはなにか？市民の人権を守ることであるという教育が必要であると思うがそうした記載はない。
- 4 市職員の中で4割が非正規だと聞いている。またその仕事はほとんど女性が担っていないか？低賃金労働が女性に強いられるということにはなっていないか？芦屋市として女性の人権をどう考えているのか明らかにされる必要があると思う。
- 5 子どもの人権では、貧困問題と切って離せない。子ども施策の総点検が必要ではないか。芦屋の施策が貧困から子供の人権を守っているか、その総点検を求める。子どもの人権では、行政内部での「子どもの権利条約」学習会が必要であろうと考える。
- 6 高齢者にしても、国の施策そのものが高齢者の人権を侵害してはいないか。そうした視点がないと人権を守るといっても絵に描いた餅になるのではないか。「漂流老人社会」「老後破産」「下流老人」という言葉に表されるような高齢者が芦屋にはひとりもいないといわれてこそ高齢者の人権が守られてるということになるのではないか。

7 性的少数者については、性別記載に関しては一定の前向き方向が示されていると思うが、具体的にはほとんど何もなされていないのが実情ではないか。さらなる取り組みを求める。

市の考え方（回答）

【回答案】

1 （原案修正）日本国憲法の記述を第1章に追記します。…原案2ページ

（修正前）

世界は20世紀において二度にわたる大戦を経験し、その反省の上に立って昭和23（1948）年には「世界人権宣言」が国際連合において採択されました。

しかしその後も世界では民族紛争や難民問題などが続き、人権の保障を確保すべき課題の発生は後を絶ちません。

21世紀は「人権の世紀」と言われています。グローバル化し多様化する人権課題の解決に向けて、より一層の努力を重ねることが期待されています。

（修正後）

世界は20世紀において二度にわたる大戦を経験し、その反省の上に立って昭和23（1948）年には国際連合において「世界人権宣言」が採択されたのをはじめ、数多くの人権関係の条約や規約が採択されました。

わが国においても、戦後、人権関係の多くの国際条約の批准や宣言の決議に加わるとともに、基本的人権の尊重を基本原理とする「日本国憲法」に基づき、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。

全ての人の人権が尊重される平和な世紀にしたいという願いを込め、21世紀は「人権の世紀」と言われています。しかし、世界では、今も、民族紛争や難民問題などが続き、人権の保障を確保すべき課題の発生は後を絶ちません。

また、グローバル化し多様化する人権課題の解決に向けて、人権の尊重があらゆる行動の基準となるよう、より一層の努力を重ねることが期待されています。

2 原案6ページ 受けた人権侵害 アンケートの項目につきましては、経年で比較すべき項目も含めて、次回の指針の見直し時に検討いたします。

3 原案33ページ 市職員等への教育・啓発の方向性に、全庁的な職員研修の充実を記述し、充実することにより、市民の人権を守ることに繋がると考えます。

- 4 原案12ページ 女性の人権 職務に応じた就労をしていただいているところですので、市職員の4割が非正規で、また、そのほとんどが女性であることが、市として女性の人権を侵害していることになるとは考えておりません。
- 5 原案14ページ 子どもの人権では、子どもにとって一番大切な「生存・発達・保護・参加」という包括的な権利を実現・保護するためにも、子育てしやすい環境を整備するとともに、地域社会全体で子どもの人格と主体性を尊重しつつ調和のとれた成長発達を援助していく子育て支援が求められているため、本市では、「芦屋市いじめ防止基本方針」、「芦屋市子ども・子育て支援事業計画及び芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画」、「芦屋市子ども・若者計画」を策定し、子どもが安全に安心して健やかに育つための施策を推進しています。
- 6 原案16ページ 高齢者の人権では、心身の活力の低下に伴って健康を維持しつつ人権や財産の侵害などにどのように対応していくか、「第7次芦屋すこやか長寿プラン21（第7次芦屋市高齢者福祉計画および第6期介護保険事業計画）」を策定し、高齢者の健康の維持や増進を支援しています。また、人権や財産の侵害については、保健福祉センターでの総合相談窓口の開設や権利擁護支援センターでの成年後見制度利用支援事業などを実施し、その保護に努めています。
- 7 原案27ページ 性的少数者の人たちは、社会の無理解に苦しんでいることも多いことから、「性的指向」や「性自認」について、また、多様な性があることについて正しい理解が進むように、広報紙に啓発記事を掲載したり、職員研修を実施しています。また、性別違和を持つ人たちに配慮するため、公文書等における性別記載の調査を実施し、法令等の制約がない文書については、削除するよう進めます。